

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

川上村は、長野県の最東端で、山梨県、埼玉県、群馬県と隣接しており、2000m級の山岳が連なる千曲川源流地域に位置する。澄んだ水と空気、冷涼な気候を利用した高原野菜栽培が盛んで、住民の多くが農業に従事している。特にレタスの生産量は、日本一である。

村の総人口は、1970年ころから概ね4,700人前後で推移してきたが、1995年をピークに減少してきており、2016年に初めて4千人を割った。2018年3月末の人口（外国人を除く）は、3,861人で、そのうち65歳以上の人口は1,243人（32.2%）となっている。なお、毎年4～11月の農繁期には、外国人技能実習生が転入するため、外国人を含む人口は、一時的に1千人程度増加する。

2015年の国勢調査の結果では、15歳以上就業者数は3,277人となっており、そのうち「農業」が2,475人で全体の75.5%を占めている。次に多いのは「卸売業、小売業」の118人（3.6%）で、農業以外の産業は、極めて少ない状況である。

個人経営の農家がほとんどであるが、農業法人や、農機具、農業資材、種苗等を取り扱う中小企業等も存在する。

(2) 目標

農業関連を始めとし、それ以外の全ての分野における先端設備等の導入を促進し、生産性の向上を図る中小企業を支援することで、本村全体の生産性を向上させる。

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を、3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

川上村の産業は、農業が軸となっているが、それを支える多様な業種を同時に発展させ、住民生活全体の向上に取り組む観点から、本計画において対象とする設備は、

生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

川上村の主産業は、農業であり、村内8つの集落の全ての地区で、広いエリアを使って展開されている。農業を軸とした各業種による幅広い取組みを促進するため、本計画の対象区域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

川上村の主産業は、農業であるが、それを軸とした各業種による幅広い事業や方法が想定される。それらの取組みを促進するため、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みについては、計画認定の対象とはせず、雇用の安定を優先する。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められる者については、計画認定の対象としない。
- ・村税の滞納がある者は、計画認定の対象としない。